

社会保険、労働保険 のこと

○ 社会保険の 制度 について

社会保険は、保険に 入っている 人と その 家族が、生活 できなく ならない ように する

制度です。病 気に なった とき、けがを した とき、障 害者に なったとき、死んだ とき、年

を とったとき、仕事 が なくなった (=失 業) とき、お金 が 減ります。

社会保険制度は、社会保険と 労働保険に わかれて います。厚生労働省が 担当 して います。

「社会保険」には、医 療 保 険 と 介 護 保 険 と 年 金 保 険 が あり ます。

「医 療 保 険」は、被 用 者 保 険、国 民 健 康 保 険 など だ け だ す。

「年 金 保 険」は、厚 生 年 金 保 険、国 民 年 金 など だ す。

「労働保険」には、労働者災害補償保険 (=労災) と、雇 用 保 険 が あり ます。

○ 労働者災害補償保険 (= 労災保険)

仕事で けがを した とき、病 気に なった とき、働 きすぎ て 死 んだ とき (=過 労 死 した とき)、

働 きすぎ た た め に 自 殺 した とき、働 く 場 所 に 行 く 途 中 で 災 害 に あ っ た とき、い

ろ っ ろ ン 種 類 の お 金 が 出 ます。お 金 が 出 る か だ ろ う か に は、基 準 が あり ます。

出 る お 金 の 種 類 は、療 養 補 償 給 付、休 業 補 償 給 付、障 害 補 償 給 付 など だ す。

この 制 度 は、す べ て の 労働 者 が 対 象 と な り ます。外 国 籍 の 労働 者 も 対 象 だ す。

* 詳 しい こ と は 働 いて いる と ころ (=勤 め 先) の 住 所 が ある 地 域 を 担 当 して いる 労働 基

じゅんかんたくしよ き
準 監督署に 聞いてください。

おも れんらくさき
(主 な 連絡先)

にしのみやろうどうきじゅんかんたくしよ
・ 西宮労働基準監督署 0798-26-3733

ひょうごろうどうきよかんたくか がいこくじんろうどうしやそうだんこーなー
・ 兵庫労働局監督課、外国人労働者相談コーナー 0570-001702

たげんご らん
その他言語については、こちらをご覧ください。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

こうきざいだんほうじんひょうごけんこくさいこうりゅうきょうかい
・ 公益財団法人兵庫県国際交流協会

がいこくじんけんみんいんふおーめーしょんせんたー
外国人県民インフォメーションセンター 078-382-2052

えいご ちゅうごくご すべいんご ぼるとがるご そうだん
英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語で 相談できます。

よやくが ひつよう
予約が 必要です

こようほけん

○ 雇用保険

しごと
仕事が なくなった とき、労働者に お金(失業給付)を 出します。この ほけん つぎ しゅうしょく
保険は、次に 就職

するまでの あいだ せいかつ かね
するまでの 間の 生活が お金が なくて 困らないよう あんてい
安定 させます。

こようほけん はい ひと ほけんきん う と ひと しかく
・ 雇用保険に 入る 人、保険金を 受け取る 人の 資格

ろうどうしや やと じぎょうしや かなら こようほけん はい ひつよう
労働者を 雇っている 事業者は、必ず 雇用保険に 入る 必要が あります。

とくべつ ばあい やと ろうどうしや いちにん かなら はい
特別な 場合で なければ、雇っている 労働者が 一人だけでも 必ず 入ります。

ほけんりょう ろうどうしや しょうしや りょうほう はら
保険料は、労働者と 使用者の 両方が 払います。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

がいこくせき ろうどうしゃ ばあい ざいりゆうしかく えいじゆうしゃ にほんじん はいぐうしゃ ていじゆうしゃ
 外国籍の労働者の場合、在留資格が永住者、日本人の配偶者、定住者であれば、

こようほけん はい ひつよう
 雇用保険に入る必要が あります。

こよう きかん みじか ひと しごと けいやく お きこく き
 雇用の期間が短い人、仕事の契約が終わるときに帰国することが決まっている

ひと
 人は、

ほけんきん う と ひと
 保険金を受け取る人になることができません。

しつぎょうきゅうふ
 ・失業給付をもらうには

しつぎょうきゅうふ しごと う と ほけんきん
 失業給付は、仕事がなくなったとき、受け取る保険金です。

ほけんきん じょうけん しごと ねんかん げついじょう
 保険金がもらえるには条件があります。仕事がなくなるまでの2年間に12か月以上

ほけんりょう はら じゅうしょく きも はたら
 保険料を払って いたこと、これからまた就職する 気持ちがあること、働くこと

が できる じょうたい
 状態である ことです。

れんらくさき
 (連絡先)

にしのみやこうきょうしよくぎょうあんていじょ はろーわーくにしのみや
 西宮公共職業安定所 ハローワーク西宮 0798-75-6711

○ 医療保険

ろうどうしゃ かぞく びょうき びょういん くすり
 労働者やその家族が、病気になったり、けがをしたりしたとき、病院と薬にかか

かねとう だ かね しゅるい いりようきゅうふ てあてきん
 るお金等を出します。お金の種類は、医療給付と手当金です。

(連絡先)

かにゆう けんこうほけん
 加入している健康保険

じぶん みせ ひと じえいぎょう ひと のうぎょう りんぎょう すいさんぎょう はたら ひと
 自分で店などをやっている人(自営業の人)、農業、林業、水産業で働く人、

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

しごと ひと こくみんけんこうほけん こくみんけんこうほけん とどうふけん しくちょうそん
 仕事を やめた人などは、国民健康保険に 入ります。国民健康保険は 都道府県と 市区町村が
 やって います。

こくみんけんこうほけんりょう せいかつ かね いっしょ つか かぞく せたい ぶん
 国民健康保険料は、生活の ための お金を 一緒に 使っている 家族(=世帯)の 分を ま
 とめて 市区町村の 役所に はらいます。

さいいじょう ひと こうきこうれいしゃいりょうせいど
 75歳以上の 人は 後期高齢者医療制度に はいります。

かね ひとり しくちょうそん やくしょ はら
 お金は 一人ずつ 市区町村の 役所に 払います。

しょうがい ばあい さい さい はら
 障害が あるなどの 場合、65歳から 74歳までの ひと も 払うことが あります。

れんらくさき
 (連絡先)

にしのみやしやくしょこくみんけんこうほけんか
 西宮市役所国民健康保険課 0798-35-3117

にしのみやしやくしょこうれいしゃいりょうほけんか
 西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3192

こうせいねんきんほけん

○ 厚生年金保険

かいしゃ こうじょう しょうてん はたら ろうどうしゃ はい ねんきんせいど
 会社、工場、商店などで 働く 労働者が 入る 年金制度です。

ろうどうしゃ とし せいかつ ささ びょうき はたら ひと
 労働者が 年をとった あとの 生活を 支えます。けがや 病気で 働けなく なった人の

せいかつ ささ ろうどうしゃ し のこ かぞく せいかつ ささ
 生活も 支えます。労働者が 死んだ ときに、残った 家族の 生活を 支えます。

れんらくさき
 (連絡先)

ねんきんだいやる
 年金ダイヤル 0570-05-1165

050 の電話からかけるときは 03-6700-1165

ほうじん じぎょうしょ かなら ねんきんほけん はい ひつよう
 法人の 事業所は、必ず この 年金保険に 入る 必要が あります。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

ほけんりょう　じぎょうぬし　ろうどうしゃ　ほけんりょう　ほけんきん　う　と　ひと　ちんぎん
 保険料は、事業主と労働者がはらいます。保険料は保険金を受け取る人の賃金に

ちが
 よって　違います。

くわ　　つと　さき　　じゅうしょ　　う　も　　ねんきんじむしょ　　き
 詳しいことは、勤め先の住所を受け持っている年金事務所に聞いてください。

れんらくさき
 (連絡先)

にしのみやねんきんじむしょ
 西宮年金事務所　　0798-33-2944

じぶん　みせ　　ひと　　じえいぎょう　　ひと　　のうぎょう　　りんぎょう　　すいさんぎょう　　はたら　　ひと
 自分で店などをやっている人(自営業の人)農業、林業、水産業などで働く人

がくせい　むしょく　ひと　　こうせいねんきんほけん　　はい　　ひと　　こくみんねんきん
 学生、無職の人など、厚生年金保険に入ることができない人は、国民年金に入ります。

こくみんねんきん　　れんらくさき
 国民年金についての連絡先

にしのみやしやくしよいりょうねんきんぐるーぶ
 西宮市役所医療年金グループ　　0798-35-3124

○ 脱退一時金支給制度と 社会保障協定

こうせいねんきんほけん　こくみんねんきん　　だつたいいちじきんしきゅうせいど
 厚生年金保険、国民年金には、脱退一時金支給制度があります。

がいこくせき　ひと　　にほん　　す　　ねんきんせいど　　はなれます　　ねんきんせいど　　はな
 外国籍の人が日本に住むのをやめると、年金制度から離れます。年金制度から離れる

とき　かね　　で　　だつたいいちじきん　　い　　にほん　　す　　あいだ　　ほけんりょう
 時、お金が出ます。脱退一時金と言います。日本に住んでいる間に、保険料を

げつぶん　いじょう　　はら　　ばあい　　にほん　　で　　まえ　　ねんきんじむしょ
 6か月分以上払った場合です。日本を出る前に、年金事務所などで

脱退一時金請求書を　う　と　　せいきゅうしょ　　ひつよう　　か
 受け取って　ください。その請求書に必要なことを書いて、

ほか　ひつよう　　しょうい　　いっしょ　　にほん　　にほんねんきんきこう　　おく
 他に必要な書類と一緒に、日本の日本年金機構に送って　ください。

にほん　　ねんきん　　はら　　きかん　　がいこく　　ねんきん　　はら　　きかん　　た　　りょうほう
 日本で年金を払った機関と外国で年金を払った期間を足して、両方の

せいかつの　いろいろなこと　(にしのみやしの　ばあい)

くに ねんきん う と ばあい にほん はな だったいいちじきん
国で 年金を 受け取ることが できる 場合が あります。日本を 離れるときに 脱退一時金を

もらったひとは、その きかん た 期間を 足すことは できません。

おも れんらくさき
主な連絡先

ねんきん だいやる
年金 ダイヤル

0570-05-1165

050 の でんわ 電話から かけるときは

03-6700-1165

※ くわ 詳しいことは、それぞれの と あ さき にほんご ひと いっしょ き
詳しいことは、それぞれの 問い合わせ先に 日本語が わかる人と 一緒に 聞いて ください。